

(平成22年4月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和33年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月28日から同年3月1日まで

昭和26年4月にA社に入社し、60年6月に退職するまで継続して勤務していた。

しかし、昭和33年3月にA社B支店から同社C支店に異動したのに、オンライン記録では、同年2月28日に同社B支店で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年3月1日に同社C支店で被保険者資格を取得したことになるため、1か月間の年金記録が空白となっている。

A社に継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された従業員カード及び同社の証言により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和33年3月3日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和33年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から43年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から43年10月まで

昭和41年8月に夫がA社を退職した際に、夫と一緒にB市役所C支所に出向き、国民健康保険に加入した。その時、自分だけが国民年金の加入手続を行い、同年8月の1か月分の国民年金保険料を同支所の窓口で納めた。

その後、昭和41年9月から43年10月まで町内集金で国民年金保険料を払っていたが、その間集金していた担当者が自分の保険料を横領したことから、申立期間が未納となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年8月にB市役所C支所で国民年金の加入手続を行い、その際、同年8月分の国民年金保険料を窓口で納付し、同年9月から43年10月までの保険料については町内集金により納付していたと主張している。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年11月ごろに払い出されたと推認され、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、同年11月20日に発行された申立人の国民年金手帳には申立人の資格取得日は同年11月1日と記載されていることから、当時、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金の資格取得日は、当初、昭和43年11月1日とされていたが、平成6年に、社会保険庁(当時)が、その夫の厚生年金保険の被保険者資格喪失日である昭和41年8月9日に訂正したことが確認できる上、申立人の国民年金手帳には、i) 昭和42年度国民年金印紙検認記録に検認スタンプが無いこと、ii) 43年度の印紙検認記録の43年10月の欄に「この月以前不要」の押印が確認できることから、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人が保管している国民年金保険料納付票(昭和46年度から納

入カード)には、申立期間において集金人の領収印が無い上、43 年度から 60 年度までの期間は毎年度集金担当者を変更しており、申立期間当時も町内の住民が持ち回りで集金を担当していたと推認されるが、当時、申立人が主張する集金担当者が国民年金保険料を集金していたとする証言は得られない。

加えて、申立人が、申立期間において保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月から25年ごろまで
② 昭和25年ごろから27年ごろまで

昭和23年4月から25年ごろまで、船舶所有者AのB船舶に乗船していた。

また、昭和25年ごろから27年ごろまで、父がC社から借り受けたD船舶に乗船していた。D船舶は、27年ごろに父が買い取って、父が船舶所有者になった。

申立期間①についてはB船舶に、申立期間②についてはD船舶に乗船していたので、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、B船舶に乗船していたと主張しているが、B船舶の船舶所有者、船長及び申立人が名前を覚えている同僚（二人）は死亡しているため、申立人の勤務実態及び船員保険料の控除の状況について確認できる関連資料や証言等を得ることができない。

また、当該期間のうち、昭和24年3月7日より前の期間については、B船舶の船舶所有者が船員保険の適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、申立人が名前を覚えている同僚（二人）についても、申立期間①における船員保険被保険者記録は確認できない。

申立期間②については、申立人は、その父がC社から借り受けたD船舶に乗船していたと主張しているが、C社は解散している上、申立人の父は死亡しており、申立人が名前を覚えている同僚（二人）についても、一人は死亡しており、もう一人は高齢のため話を聞くことができないなど、申立人の勤務実態及び船員保険料の控除の状況について確認できる関連資料や証言等を

得ることができない。

また、C社に係る船員保険被保険者名簿をみても、申立人が昭和25年ごろから一緒に乗船していたとする同僚（一人）の名前は確認できない上、船舶所有者Eに係る船員保険被保険者名簿により、当該同僚は、27年5月1日に船員保険の被保険者資格を取得しており、申立期間当初から船員保険被保険者になっていたことが確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 30 日から 32 年 7 月 1 日まで
昭和 31 年 5 月 30 日にA社B工場（現在は、同社C工場）に入社してから平成 9 年 1 月 20 日に退職するまで同工場勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日が、昭和 32 年 7 月 1 日であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社C工場から提出された人事台帳及び雇用保険の記録により、申立人が、昭和 31 年 5 月 30 日に臨時工として同社B工場へ入社し、34 年 5 月 21 日に正社員へ登用された後、平成 9 年 1 月 20 日まで同社同工場に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人と同様、臨時工としてA社に入社し、昭和 32 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得している元同僚（4 人）に係る雇用保険の記録及び厚生年金保険の被保険者記録により、申立期間当時、同社B工場では、臨時工について、入社後一定期間を経過してから厚生年金保険に加入させていたことがうかがえるほか、当該元同僚（1 人）も、臨時工として入社した当時は日雇健康保険に加入し、入社後 1 年程度経過してから政府管掌健康保険及び厚生年金保険に加入したと証言している。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書や賃金台帳等が無い上、申立人自身も、申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを明確には記憶しておらず、厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 32 年 7 月 1 日と記載された厚生年金保険被保険者証を同年 9 月ごろに受け取ったとするなど、申立人が、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されて

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）により、申立人が昭和32年7月1日付けで、同社同工場での厚生年金保険の被保険者資格を取得していること、及び申立期間における整理番号に欠番が無く、申立人の氏名が記載されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

富山厚生年金 事案 544 (事案 36 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 24 年 4 月 1 日から 27 年 5 月 1 日まで
② 昭和 33 年 2 月 1 日から同年 8 月 2 日まで
③ 昭和 33 年 11 月 1 日から 35 年 1 月 1 日まで

昭和 24 年 4 月から 28 年 9 月までの期間において、A 市にある B 社で一般作業員として採石、運搬の仕事をしていた。その後、C 社で勤務したが、33 年 2 月に B 社に再度入社し、34 年 12 月 31 日まで勤務していた。

しかし、B 社に勤務していた期間の勤務時間、勤務日数及び仕事内容は同じであったのに、厚生年金保険の被保険者期間は、昭和 27 年 5 月 1 日から 28 年 9 月 1 日までの 1 年 4 か月しかない。

今回、新たに、申立期間当時、B 社と取引していた事業所で勤務していた従業員が、私の同社での勤務を証明しているほか、昭和 25 年頃、同社で勤務していた時、右手小指を怪我し通院したこと、及び申立期間当時、同僚が同社で厚生年金保険の被保険者となっていたことを思い出したので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び③については、i) B 社の厚生年金保険被保険者名簿（マイクロフィルム）に申立人の氏名が記載されていないこと及び整理番号の欠番が無いことが確認できること、ii) 商業登記簿謄本によると、同社が昭和 23 年 9 月に本店を A 市から D 県 E 市へ移転しているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、A 市にあった同社旧本店は 30 年 10 月 1 日に、E 市へ移転した同社本店も 33 年 4 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できること、iii) 申立人は、申立期間①及び③において給与から厚生年金保険料が控除されていたこと、及び同社から厚生年金保険

被保険者証を受け取ったことを記憶していないことなどから、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づき、申立人に対し、平成 20 年 8 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、i) B社と取引していた事業所の従業員が申立人の勤務を証言していること、ii) 同社で勤務していた時に怪我をし病院に通ったことを思い出したこと、iii) 同僚は、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることを、新たな事情として、再度申し立てている。

しかし、申立人が新たな事情として名前を挙げた者及び申立期間①においてB社での厚生年金保険被保険者記録のある同僚（一人）から聴取しても、申立人の勤務期間及び勤務状況を特定できる証言が得られない。

また、申立人が新たな事情として名前を挙げた同僚とする者のうち二人についても、申立人と同様に、申立期間①及び③において、B社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることを確認できない。

なお、申立人が、B社での勤務中に右手小指を怪我したため通院したとする医院及び労働者災害補償保険法に関する事務を所管するF労働局へ照会しても、申立期間当時の申立人に係る資料は無い。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び③において、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

2 申立期間②については、B社は、前記のとおり、昭和 30 年 10 月 1 日及び 33 年 4 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、申立人自身も、申立期間②当時の厚生年金保険料の控除に係る明確な記憶は無い。

また、申立人がB社での同僚とする者のうち二人についても、申立人と同様に、申立期間②において、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることを確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。